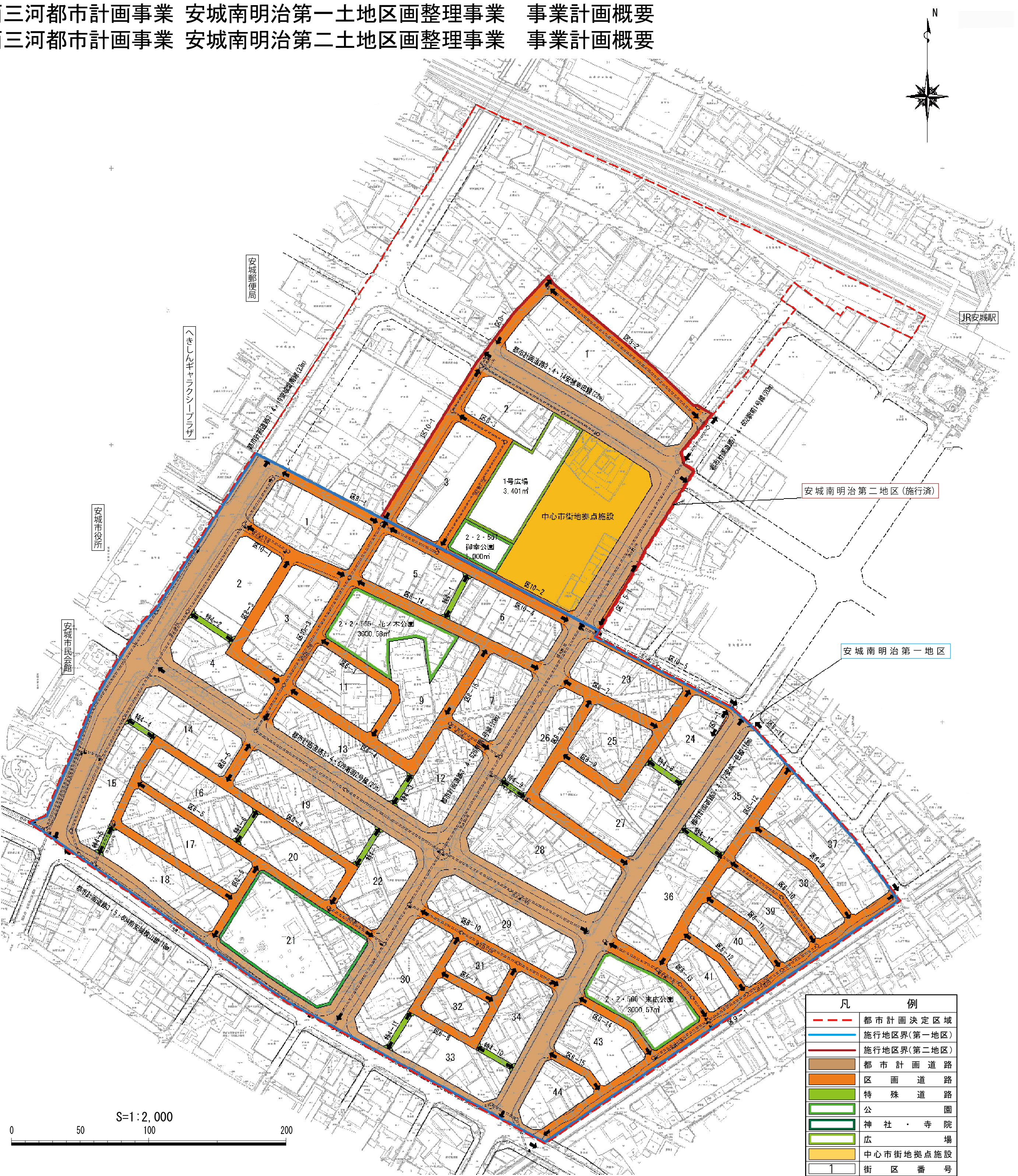


西三河都市計画事業 安城南明治第一土地区画整理事業 事業計画概要
西三河都市計画事業 安城南明治第二土地区画整理事業 事業計画概要



凡	例
---	都市計画決定区域
---	施行地区界(第一地区)
---	施行地区界(第二地区)
---	都市計画道路
---	区画道路
---	特殊道路
---	公園
---	神社・寺院
---	広場
---	中心市街地拠点施設
1	街区番号

第1 土地区画整理事業の名称等

土地区画整理事業の名称
西三河都市計画事業 安城南明治第一土地区画整理事業
西三河都市計画事業 安城南明治第二土地区画整理事業
施行者の名称
安城市

第2 施行地区の区域等

【安城南明治第一土地区画整理事業】
安城市 末広町、花ノ木町、御幸本町、相生町及び桜町の各一部
施行面積 16.7ha
【安城南明治第二土地区画整理事業】
安城市 御幸本町の一部
施行面積 3.3ha

第3 土地区画整理事業の目的

【安城南明治第一土地区画整理事業】
本地区は、JR東海道本線安城南駅の南側で狭い道路に住宅地が密集した約16.7haの既存市街地です。周辺に市役所、近隣

公園等の公共公益施設も立地し、地区を取り巻くように周囲は公共整備が進んでいるにもかかわらず、本地区においては未整備のままであり、住宅の老朽化が進行しています。また本地区を縦断するように花ノ木商店街が形成されていますが、更生病院の郊外移転や大型店の郊外進出の影響を受け、集客力が減少している状況です。

このような状況の中、本事業は、居住環境と防災機能の向上を目指し、安全で安心な市街地の形成と既存商店街の活性化を達成することを目的として公共施設の整備改善を行うものです。

なお、本地区においては、平成17年度末に住宅市街地総合整備事業の事業計画が国土交通大臣の同意を受けており、今後両事業が相互に補完し、効果的に事業を進めていくこととしています。

【安城南明治第二土地区画整理事業】

本地区を含むJR安城南駅前は、中心市街地活性化基本計画において中心市街地として位置づけられており、安城市の顔にふさわしい市街地として発展しつつありますが、更生病院跡地(以下「中心市街地活性化用地」という。)は未だ有効利用がされていない状況です。

よって本事業は中心市街地活性化用地の有効利用を図ると共に、周辺土地利用の再編を図り、安城市の顔としてふさわしい中心市街地の整備を行うことを目的とし、中心市街地の活性化に寄与するものです。

第4 事業施行期間

【安城南明治第一土地区画整理事業】
自 平成20年 1月10日(事業計画の決定の公告日)
至 令和13年 3月31日
【安城南明治第二土地区画整理事業(施行済)】
自 平成21年 4月1日(事業計画の決定の公告日)
至 令和3年 3月31日

第5 建築行為等の制限

土地区画整理事業施行地区内は建築行為等の制限を受けます。建築物等を建築しようとする方は建築確認申請に先立ち、土地区画整理法第76条第1項の規定による許可を受けなければなりません。